

千葉県休日救急診療所指定管理者 令和8年度協定書

千葉県（以下「甲」という。）と公益財団法人千葉県保健医療事業団（以下「乙」という。）とは、千葉県休日救急診療所（以下「診療所」という。）の管理について令和5年3月16日付けで締結した千葉県休日救急診療所の管理に関する基本協定書（以下「基本協定」という。）及び令和5年4月1日付けで締結した千葉県休日救急診療所の管理に関する基本協定書に係る変更協定書に基づき、令和8年度における協定書（以下「年度協定」という。）を締結する。

（年度協定の期間）

第1条 この年度協定の期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

（指定管理料の支払）

第2条 甲は、診療所の管理業務（以下「管理業務」という。）の実施状況が管理運営の基準に適合している場合に、基本協定第41条に規定する指定管理料を乙に支払うものとする。

2 甲が乙に支払う令和8年度の指定管理料は、次のとおりとする。

年額 金362,452,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を概算払いにて支払うものとする。

3 指定管理料の支払いは次の年5回とし、乙の請求により支払うものとする。

4月	53,764,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
5月	59,072,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
7月	44,419,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
10月	87,805,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
1月	117,392,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

（疑義等の決定）

第3条 この年度協定の扱いについて疑義が生じたとき及びこの年度協定に定めのない事項については、その都度甲及び乙は誠意をもって速やかに協議し解決するものとする。

この年度協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自その1通を保有する。

令和8年4月1日

甲 千葉県中央区千葉港1番1号
千 葉 市
千葉市長 神 谷 俊 一

乙 千葉県美浜区幸町1丁目3番9号
公益財団法人 千葉県保健医療事業団
理 事 長 大 濱 洋 一